用地利用

鍬ヶ崎地区水産加工施設用地利用計画認定申請公募要領

　宮古市では、鍬ヶ崎地区水産加工施設用地の売払いもしくは貸付を行うこととしており、以下のとおり本用地を利用する団体等の公募を行います。

１　公募の目的

　　東日本大震災により甚大な被害を受けた水産業において、新たな施設を整備するための用地を確保することにより、地域の水産物を活かした新商品の開発及び地域雇用の増大を推進し、もって水産加工業及び流通業の復興を図ることを目的とします。

２　公募の要件

　(1)申請者

　　　 申請できる者は、以下の要件を満たす者であること。

　　 ①漁業者団体等の生産者の場合

　　　 Ａ　漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、漁業者が組織する団体（受益者の漁業者３名以上が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものに限る。）、定置漁業を営む法人（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１６条第６項に該当するものに限る。）のいずれかに該当すること。

　　　 Ｂ　宮古市が策定する「宮古市水産加工流通業復興計画」に基づく水産加工流通施設に準ずる施設を当用地内に整備予定であること。

　　　 Ｃ　整備予定の施設の能力及び規模が、地域の生産高と照らし適正であること。

　　 ②上記(1)を除く民間団体の場合

　　　 Ａ　宮古市が策定する「宮古市水産加工流通業復興計画」に基づく水産加工流通施設に準ずる施設を当用地内に整備予定であること。

　　　 Ｂ　公募団体において、事業費負担分の適正な資金調達及び償還計画が策定されており、かつ、これらの計画が確実に実行されると見込まれること。

　　　 Ｃ　整備予定の施設の能力及び規模が、地域の生産高と照らし適正であること。

　　　 Ｄ　「水産物加工処理施設」の設置にあたっては、市に水揚げされる水産物を原材料とした商品の開発に努力すること。

３　施設整備期間

　　原則として、所有権移転登記完了後１年以内とします。

４　用地利用の対象となる施設

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 | 内　　容 |
| ①水産物荷さばき施設 | 水揚げ・選別場 |
| ②水産物加工処理施設 | 水産物の加工処理施設 |

５　審査の方法及び審査のポイント

　　計画認定は、外部委員も加えた市の「鍬ヶ崎地区水産加工施設用地利用計画審査会」において以下の優先順位で審査します。よって、前述の各種要件を満たした事業計画であっても、計画が認定されない場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

　　①被災した市内の事業者

　　②市内の事業者

　　③その他の事業者

　審査は、次の点を中心に行います。

　【利用計画の審査のポイント】

　　(1)利用の目的

　　　 ①　利用目的が明確であるか。

②　利用目的が、地元水産物の「生産量の拡大」、「高付加価値化」、「販路拡大」、「ブランド化」、「地産地消」に合致しているか。

　　(2)利用実施の背景となる地域ニーズ・課題

　　　 　利用目的の背景となる地域ニーズは、「地域の現状」、「問題点の抽出」、「課題」等の把握が十分になされたものか。

　　(3)利用内容の先進性・モデル性

利用内容は、宮古市内で、他の模範となる先進性・モデル性を有しているか。

(4)利用の必要性

　 地域の復興状況や水産加工流通業の状況に即して、真に必要な利用内容であるか。

(5)利用内容の緊急性

他産地との地域間競争に勝ち抜くために、緊急性を要している事業であるか。

(6)利用することによる地域経済等への波及効果

「水揚げ量」への波及効果及び「地域経済」への波及効果の大きさ

(7)利用に必要な申請者の実施態勢の構築状況

①　申請者が、利用実施に必要な要素（人、モノ、金、スキル、経験、連携先等）をもっているか。

②　利用実施に必要なスタッフの確保、組織態勢ができているか。

　　(8)施設整備による生産高（売上高）の見込み

①　申請者の立案した生産計画（売上計画）は、実現可能なものであるか。

②　利用実施による申請者の事業所の売上増加効果は、事業費に比較し、妥当なものであるか。

　　(9)資金調達の方法と返済計画

　　　　 資金調達及び返済計画は妥当か。

　　(10)地元生産者団体・地元企業との連携等

①　申請者が市内の事業者である場合

　地元生産者団体や他の地元企業との連携の計画

②　申請者が市外の事業者である場合

　地元生産者団体・地元企業との共存・共栄の方法

６　応募様式

　　別紙のとおり

７　スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 内　　　　容 | 実　　施　　時　　期 |
| １ | 公募期間 | 平成２７年　４月　１日（水）～  　　　　　　　　　　　 【申請者 → 市】 |
| ２ | 「鍬ヶ崎地区水産加工施設用 地利用計画審査会」での審査 | 申請毎に随時  申請受付より１ヶ月程度  　　　　　　　　　　　 【面接実施】 |
| ３ | 審査結果の公表  　 計画認定通知 | 審査会より２週間程度　【市 → 申請者】 |
| ４ | 普通財産（土地）売払申請  普通財産借用申込 | 認定通知後速やかに　　【申請者 → 市】 |
| ５ | 売払決定通知  貸付通知 | 売払申請後３週間程度　【市 → 申請者】 |

８ 用地利用計画の提出

　　(1)提出書類（各１部）

①　鍬ヶ崎地区水産加工施設用地利用計画認定申請書（様式第１号）

②　利用計画書（別紙様式第１号）

③　決算書（直近３期分）の写し

④　納税証明書（法人市民税・法人税）の写し又は法人市民税の減免通知書

⑤　会社案内等のパンフレット（会社概要等）

　　(2)提出期限

　　　 なし

　　(3)提出先

　　　 〒　０２０－８５０１　宮古市宮町一丁目１番３０号

　　　 　宮古市　産業振興部　水産課

　　　 　　電話　０１９３（６２）２１１１

（内線２４１１、２４１２、２４１４、２４１５）

９　工事の発注

　　工事発注の際は、宮古市の入札規定に準じて頂きます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以上）